

■ 港湾管理者の料金

1. 港湾施設使用料

1-1 係留施設

(1) 係船岸壁

区分		金額	
		12時間まで	超過12時間までごとに
係船岸壁	外航船舶	10円5銭	6円70銭
	内航船舶	11円5銭	7円36銭
小型係船岸壁	外航船舶	8円16銭	5円44銭
	内航船舶	8円96銭	5円97銭
小型油送船岸壁	外航船舶	2円72銭	2円72銭
	内航船舶	2円98銭	2円98銭

備考 1 総トン数1トンにつき

2 主として港内を航行する汽艇、はしけ及び端舟等の雑種船は使用料を徴収しません。

(2) ひき船係留施設

1月1隻ごとに47,157円

1－2 上屋及び上屋附属詰所

(1) 上屋

区分	金額	
	一般使用	専用使用
1 級	34 円 10 銭	506 円
2 級	28 円 60 銭	429 円
3 級	23 円 10 銭	330 円

- 備考 1 一般使用は 1 日 1 m²につき、専用使用は 1 月 1 m²につき
 2 専用使用の上屋の使用が15日以内のときは、規定料金の50％とします。

(2) 上屋附属詰所

区分	金額	
	一般使用	専用使用
1 級	44 円	946 円
2 級	34 円 10 銭	858 円
3 級	26 円 40 銭	748 円

- 備考 1 一般使用は 1 日 1 m²につき、専用使用は 1 月 1 m²につき
 2 専用使用の上屋附属詰所の使用が15日以内のときは、規定料金の50％とします。

1－3 荷さばき地、荷さばき地附属水道施設、荷さばき地附属詰所

(1) 荷さばき地

区分	金額
1 級	11 円 65 銭 (11 円 31 銭)
2 級	10 円 55 銭 (10 円 21 銭)
3 級	9 円 45 銭 (9 円 11 銭)
4 級	8 円 35 銭 (8 円 1 銭)

- 備考 1 1 日 1 m²につき
 2 () は令和元年 10 月 1 日から規則で定める日までの経過措置の使用料額

(2) 荷さばき地附属水道施設

水 1 m³までごとに 627 円

(3) 荷さばき地附属詰所

区分	金額
1 級	48 円 40 銭 (45 円 63 銭)
2 級	44 円 87 銭 (43 円 87 銭)

備考 1 1 日 1 m²につき

2 () は令和元 10 月 1 日から規則で定める日までの経過措置の使用料額。

1 - 4 野積場

区分	金額
1 級	166 円 10 銭 (160 円 60 銭)
2 級	160 円 60 銭 (157 円 30 銭)
3 級	149 円 60 銭 (146 円 30 銭)

備考 1 1 月 1 m²につき

2 () は令和元年 10 月 1 日から規則で定める日までの経過措置の使用料額

3 施設の使用が15日以内のときは、規定料金の50%とします。

1 - 5 貯木場

(1) 水面貯木場 (一般使用)

区分	金額
60 日以下	1 円 76 銭 (1 円 70 銭)
61 日以上 90 日以下	2 円 15 銭 (2 円 9 銭)
91 日以上120 日以下	2 円 76 銭 (2 円 67 銭)
121 日以上150 日以下	3 円 46 銭 (3 円 36 銭)
151 日以上180 日以下	5 円 81 銭 (5 円 63 銭)
181 日以上	7 円 93 銭 (7 円 66 銭)

備考 1 搬入の日から 1 日 1 m³につき

2 () は令和元年 10 月 1 日から規則で定める日までの経過措置の使用料額

(2) 水面貯木場 (専用使用)

1 月 1 m²につき 24 円 78 銭 (24 円 7 銭)

※ 1 () は令和元年 10 月 1 日から規則で定める日までの経過措置の使用料額

2 施設の使用が15日以内のときは、規定料金の50%とします。

(3) 陸上貯木場

1 月 1 m²につき 99 円 27 銭 (93 円 63 銭)

※ 1 () は令和元年 10 月 1 日から規則で定める日までの経過措置の使用料額

2 施設の使用が15日以内のときは、規定料金の50%とします。

(4) 製材品置場

1月1㎡までごとに153円39銭(145円99銭)

- ※ 1 ()は令和元年10月1日から規則で定める日までの経過措置の使用料額
2 施設の使用が15日以内のときは、規定料金の50%とします。

1－6 運河

(1) 中川運河通船門

船舶1隻1入出につき 715円(686円)

いかだ1枚1通過につき 4,163円(4,006円)

- ※1 ()は令和元年10月1日から規則で定める日までの経過措置の使用料額
2 通船門をいかだが通過する場合の使用料の計算については、幅4メートル長さ20メートルをいかだ1枚の基準として換算するものとし、いかだ1枚の基準の2分の1未満に相当するいかだ又はいかだの部分に係る使用料の額は、規定料金の50%とします。

(2) 中川運河水面

荷役施設設置等により水面を使用し、又は水面上空100メートルまでを占用する場合

1月1平方メートルにつき 23円10銭(22円)

- ※1 ()は令和元年10月1日から規則で定める日までの経過措置の使用料額
2 施設の使用が15日以内のときは、規定料金の50%とします。

1－7 鉄道基盤施設

1月1平方メートルまでごとに224円40銭